

2020年12月15日
研究公正シンポジウム

研究公正における中核的人材の 育成に関する調査

AMED調査研究の概要とその発展的研究

日本医療研究開発機構研究公正・業務推進部長
松澤 孝明

研究公正における人材制度 に関する研究

1. 各国の研究公正システムにおいては、研究機関における研究公正の中核的役割を果たす人材制度が存在する場合がある。
2. 例えば、我が国の研究不正ガイドラインには、「研究倫理教育責任者」を各機関に配置することが義務付けられているが、その機能や役割については、必ずしも明確ではない。
3. 日本医療研究開発機構 (AMED) は、令和2年に「研究公正における指導的専門員の育成方法に関する調査」を公表し、国内の状況や各国の制度についての知見を公表した。
4. 加えて、独自調査により、各国の研究公正の中核となる人材制度について情報収集を行い、各国の特徴や我が国の問題点を考察した。

研究公正における指導的専門員とは (P.4)

- 定義

「公正な研究活動を指導的に推進している人材」

- 活動内容

- ① 研究倫理教育に加えて
- ② 研究不正を未然に防止するための事前相談に関する体制整備
- ③ 研究機関内部での研究公正活動に関するガイドライン等の整備

AMED調査の概要

①国内調査

- RIOネットワークを用いたアンケート
- 3大学へのインタビュー

②海外調査:

米国、英国、ドイツ、オーストラリア

- 大学等の訪問インタビュー
- 文献調査

国内調査:アンケート調査

- RIOネットワーク(メールマガジン)に登録している 約2500名にアンケートを行った結果、15機関に ついて情報が得られた。
(RIOネットワークの双方向 型の活用事例)
- そのうち7機関については、「研究公正の推進に 指導的にかかわる人物がいる」との回答が得られた。(大学・民間企業等を含む)
- ただし、理事や部局長が責任者となっており、研究公正の推進に関する専門組織は設置していないことが分かった(海外との違い)

ヒアリング調査結果の概要（日本）

	体制、専門員	役割	期待するスキルや経歴	育成・キャリア
東北大学	公正な研究活動推進室 (部局横断の常設機関) 研究公正アドバイザー (各部局毎に設置)	研究公正アドバイザーの活動支援、研究倫理教材開発、部局講習の講師、情報収集など 研究公正に関する相談の対応、部局内での研究公正推進、情報収集・ネットワークの形成など	研究公正アドバイザーから、参画してくれる人物を選任することを期待（専門員について） 研究経験がある、部局内で一定の発信力、影響力を持っている（この人に話せば大丈夫だと思う人物）	成熟した先生が担われており、何らかのステップアップとはならない。
京都府立医科大学	研究質管理センター	研修の企画・運営（研修後のアンケート調査、最新の知見収集し、研修に導入） 履修管理	研究領域への専門を持ち、研究現場の細かいところを理解できることが重要（専門員について）	
早稲田大学	研究推進部 研究マネジメント課 研究マネ	研究倫理教育コンテンツ（学部3年生以上及び大学院生を対象とした全学共通科目、学内教職員向け）の企画作成 研究不正の調査対応 学術研究倫理委員会の運営事務局等	研究者としての経験・バックグラウンドがあることは好ましい 研究公正に関する基本的知識および専門的知識の習得、これまでの学内調査案件の分析等 ヒューマンスキル、コミュニケーションスキル、外国人教員の対応ための英語力 (専門員について)	同じ人材が継続的に同じ職務に就くわけではなく、積み重ねた経験、ノウハウの引き継ぎ方法が課題 「研究公正・学術研究倫理研究プロジェクト」を立ち上げ、検討中。 (専門員について)

組織名等は調査時点の名称を記載

海外調査：アメリカ

・研究公正オフィサー（RIO）

連邦政府の規則に基づいて大学・研究機関に設置されており、大学・研究機関が実施する研究不正調査が、法令等に従って適正に研究不正への対応を行っているか等を確認している。

・近年、RCR（Responsible Conduct of Research:責任ある研究活動）教育、相談受付の研究公正推進の役割も担ってい

調査対象：ハーバード大学、ジョージワシントン大学、ジョージタウン

<役割>

研究不正（FFP）の調査・認定：

責任ある研究活動（RCR）教育の推進：機関によってRIOの関わり方は異なる

- ・研究公正に関するセミナーを、必要に応じて個別対応の形で提供している
- ・各部局にRCR教育のコースの開講を促すように行動している
- ・RCR教育の担当者と教育の内容について策定、研究不正を取り上げる講義の講師を担当

<期待するスキルや経歴>

研究の経歴：

- ・**研究現場における活動経験**を通して研究現場で起こりうる問題などに関する感性を持てる
- ・**博士号を持つ**ことにより研究者からの信頼に繋がる場合がある
- ・**現場からの信頼**は重要（若手の職員だと現場の研究者と対等にコミュニケーションを取れない可能性がある）

<期待するスキルや経歴 続き>

法領域の経歴：

- ・研究不正の調査・認定プロセスでは、**連邦政府の規則**が深く関わる、規程も裁判での解釈によって変動する等あり、調査の適正な手続きを確保する観点から、法領域におけるバックグラウンドは有用

行動力：

- ・多岐に渡る分野に応じる必要があり、**自分自身の知識の限界を把握**し、必要がある場合はその都度学内の教員などに質問をしていく姿勢が大事。

コミュニケーション能力：

- ・研究不正の調査等において、様々な**関係者の話しを真摯に聞く**ことが求められる

- ・学内の**他部署と綿密に連携**を取ることがあり、様々な役職の人と協働できる資質が求められる

- ・教員の研究をサポートする立場にいるが、時には押し切るように交渉するような姿勢が必要

< 専門員に対するトレーニング >

- Office of Research Integrity (ORI) によるブートキャンプ
- Association of Research Integrity Officers (ARIO) におけるトレーニング
- 学内におけるマネジメント能力、リーダーシップ、フォレンジック分析、ケースマネジメント、差し押さえに関するトレーニングなど受講できるケースがある (RIO対象に特化したものではない)
- 学内・学外における、非公式なRIO同士のネットワークを構築、情報共有等によるスキルアップ

< キャリア >

- RIOから別の役職に昇進することはある
- 他者からの役職に対する尊敬を感じることもある (それなりの地位の人が着任することも背景)

海外調査：ドイツ

・オンブズパーソン（オンブズマン）

・ドイツ研究振興協会（German Research Foundation、以下、DFG）の「学術研究の善き実践の確保への提言」

（Safeguarding Good Scientific Practice：DFG提言）に基づき、**大学・研究機関への設置が求められた。**

・研究公正の**相談**、もしくは研究不正の告発に対して告発者、被告発者相方の立場から話を聞き、**紛争解決のため仲裁**等を行っている。

・オンブズパーソンは機関における**高名な教授が選任される場合が多い**。多忙な日々の業務の中で仲裁以外の研究公正推進活動を実施することは難しい場合もある。

・いくつかの機関においては、機関内に**オンブズオフィス**が設置されており、研究不正に関する相談受付や、研究公正に関する教育の取りまとめなどが行われていた。

<役割>

【オンブズパーソン】：主に仲裁の業務を担っている。

【オンブズオフィス】：

- ・ 研究公正の教育の提供
- ・ 相談受付（相談内容に応じて、相談者の承諾を得てオンブズパーソンに引継）
- ・ 研究不正調査：研究不正調査のプロセスでは、オンブズパーソンへの支援とプロセスの運営
- ・ 博士論文のチェック：ランダムに博士論文を選定し、盗用の有無をチェック

<期待するスキルや経歴>

【オンブズパーソン】

- ・ **学者としてのステータス**：他者に干渉されず、忖度せず、公平な判断により仲裁を行うためには、ある程度のステータスが求められる。
- ・ **仲裁に関わるスキル**：例えば、公平性を保ち、双方の言い分をしっかりと聞

<専門員に対するトレーニング>

- ・ DFGとZWM（Center for Science and Research Management）が主催する「Mediation and Conflict Management for Ombudspersons」コースが提供されている
- ・ 機関にオンブズパーソンが複数人いる場合、オンブズパーソン同士の知見の共有がトレーニングとなる



海外調査：オーストラリア

- ・ 資金配分機関である国立保健医療研究評議会（National Health and Medical Research Council：NHMRC）、豪州研究会議（Australian Research Council：ARC）と大学連盟であるオーストラリア大学協会（Universities Australia：UA）が共同で豪州規範（The Australian Code for the Responsible Conduct of Research）を策定
- ・ 2018年の改訂で、**研究公正アドバイザー**（Research Integrity Advisor）の設置が要求された。また、**研究公正オフィス**も豪州規範に記載されている。
- ・ **研究公正アドバイザー**には、責任ある研究の推進やアドバイスの提供の役割を担うよう求められている。
- ・ 調査対象（4大学）：モナシュ大学、メルボルン大学、南オーストラリア大学、RMIT大学

<役割>

【研究公正オフィス】

- ・ **研究不正調査**：必要書類の準備や手続きの管理、予備調査の実施
- ・ **研究公正アドバイザーのネットワークの整備**：アドバイザーに対して学内規程/豪州規範などの学規程を周知、アドバイザーに求められる役割の説明、アドバイザーからの質問に対応、ケーススタディの提供
- ・ **研究公正の教育**：オンラインコースの運営、対面式のセミナーやプログラムを直接提供
- ・ **相談受付**：学内の相談の受け付け（対応しうる内容はアドバイザーと異なる）

【研究公正アドバイザー】

- ・ **相談受付**：学生や職員の所属関わらず、研究公正に関する相談の受け付け。対応は、学内外の規程に乗っ取ったアドバイスが求められている。

<役割続き>

【研究公正アドバイザー】

- ・ **研究公正の推進**：（2018年版の豪州規範で「責任ある研究の推進」が追記されているが、実情について、ヒアリングでは把握できなかった）

<期待するスキルや経歴>

【研究公正オフィス】

- ・ **研究活動の経験**：日々の業務で研究公正アドバイザーと会話をするため、研究の経歴は、業務を円滑に進めるためのツールとなる。博士号を持つことで、現場からの信頼が得られるケースがある。
- ・ **実務の能力**：研究活動における管理業務を任せられており、豪州規範に関わる管理業務をこなす事務・サポートの実務能力の資質

【研究公正アドバイザー】

- ・ **責任ある研究の実践**：当事者として実践していることが要件
- ・ **学内外の規定の理解**：豪州規範の他、研究公正とは関連のない学内の規程にも精通していることが求められる（相談内容が学内外の規程とどう関わるのか提示する必要がある）
- ・ **その他**：接しやすい資質を持つべきであるという意見（例：アドバイジングの方法で評判がある）

<専門員に対するトレーニング>

- ・各機関独自の取組に頼っていることが見受けられた。

<キャリア>

- ・確立されたキャリアパスはヒアリングでは伺えなかった。
(アドバイザーの活動は「大学へのサービス」として毎年のパフォーマンス評価に算定できるとの事例があった)

英国（調査7機関）の特徴

- ・英国の研究公正システムでは、国レベルの助言機関として英国研究公正室（UKRIO）が存在するものの、各大学が調査認定の中心である。（注1）
- ・国として設置を義務付けられた研究公正上の役職（制度官職）はない。各大学の体制・役職は各大学の判断に任されている（機関官職）

注1：英国の研究公正システムは、オーストラリアやカナダを参考に、国家レベルでの見直しが行われおり、現在、研究資金配分機関UKRIのもとに、研究公正に関する国レベルの調査委員会が設置されることになった。

(参考)

グラスゴー大学「研究公正チャンピオン」制度

1) 体制

- ・各カレッジに「研究公正チャンピオン」、その下の学部学科に「研究公正アドバイザー」がいる

2) 機能分担

- ・トラブルの相談窓口
- ・研究公正の教育機能は担わない（トレーニングは、大学本部、カレッジの仕事）
- ・大学本部は研究不正調査は行わない（不正調査を行なっていると、学生が気軽に相談に来ない）
= 「調査と相談の有効な分離」の原則

3) 資質

- ・「高名ではあるが、現場の研究者や学生とあまり距離感がない学者が好ましい」
- ・学内で提供している研究公正トレーニングに参加してもらう。

研究公正人材制度の類型（制度官職）

	RIO	Ombudsman	RIA
代表国	米国	ドイツ	豪州・フィンランド
役職	研究不正対応の責任者	「代理人」の意。研究不正の相談・調停	研究公正の助言・相談
特徴	公式プロセス・透明性・正確性	独立性・中立性・守秘性・非公式性	研究公正のアドバイス、意思決定に関与せず
調査プロセスとの関係	調査プロセスの適正管理	調査プロセスに関与しない	調査プロセスに関与しない
設置根拠	法律・ガイドライン等に基づき設置が義務付け	ガイドライン等に基づき、経営に指名されるが経営から独立	ガイドライン等に基づき、経営の下部組織として指名
バックグラウンド	法務・行政のバックグラウンド	高名な研究者	一般の研究者
訓練	研究公正局の訓練（ブートキャンプ等）	—	大学、研究公正局の訓練
専門団体	ARIO	国際オンブズマン協会	—

まとめ：諸外国の研究公正人材制度の特徴

	米国	フランス	ドイツ	スイス	イギリス	オーストラリア	フィンランド	日本
人材制度	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎
名称	RIO 研究公正官	RIO 研究公正オフィサー	オンブズマン	オンブズマン/ コミッショナー	チャンピオン/ アドバイザー	RIA 研究公正アドバイザー	RIA 研究公正アドバイザー	研究倫理教育責任者
規定整備	○	○	×	×	×	×	×	△
教育	△	○	△	△	×	○	○	◎
相談	△	△	○	○オンブズマン	◎	◎	◎	△
調停	×	×	◎	◎オンブズマン	×	×	×	×
調査/認定	◎	◎	×	◎コミッショナー	×	×	×	×

(注1) 米国、ドイツ、オーストラリア、フランス、イギリスは「研究公正における指導的専門員の育成方法に関する調査」の調査対象国

(注2) ◎：主要な業務、○：担当業務、△：担当することもある業務、-：情報なし/調査中

まとめ：研究公正中核人材制度

- 諸外国には研究公正制度の中核となる制度官職が法令やガイドラインにより定められ、各大学等に配備されている。
- 各国が整備する制度官職を類型化すると、研究公正官（RIO）、研究オンブズマン、研究公正アドバイザー等、いくつかのタイプに分類されるが、その役割・権能、機能するフェーズ等は異なっている。
- 初期に誕生したRIOは、「研究公正の管理」に着目した制度であるのに対し、近年の「研究公正アドバイザー」などは研究公正の「事前相談」に力点が置かれている。
- いかなる制度官職が機能するかは、各国の研究公正システムの違いにもよる。
- 我が国でも、我が国のシステムに適した中核人材制度を構築し、研究公正の普及・促進に務めることが必要である。